

令和6年度

当初予算案等説明資料

○ 消防局所管予算案	
I 総括表	… 1頁
II 重要施策の概要	… 3頁
III 歳入・歳出の款項目別明細	… 7頁
IV 債務負担行為	… 23頁
○ 条例案	
議案第92号	
福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案	… 25頁
議案第93号	
福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案	… 30頁
議案第94号	
福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例案	… 33頁
議案第95号	
福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	… 36頁
○ 組織編成案	… 39頁

消 防 局

○ 消防局所管予算案

I 総括表

款	項	目	令和6年度		令和5年度	
			予算額 (A)	構成比 (%)	予算額 (B)	構成比 (%)
11款	消防費		16,437,602	100.0%	17,236,027	100.0%
	1項	消防費	16,437,602	100.0%	17,236,027	100.0%
		1目 常備消防費	12,289,803	74.8%	11,823,772	68.6%
		2目 非常備消防費	632,809	3.8%	631,308	3.7%
		3目 消防施設費	3,514,990	21.4%	4,780,947	27.7%
	合	計	16,437,602	100.0%	17,236,027	100.0%

(△ : 減 ・ 単位 : 千円)

対前年度比較		令和6年度 予算額の財源内訳				
予算額 (A)-(B) (C)	伸率 (C)/(B) (%)	特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金		市 債		その他
△ 798,425	△ 4.6%	国	1,586	1,844,000	1,414,860	13,100,099
		県	77,057			
		計	78,643			
△ 798,425	△ 4.6%	国	1,586	1,844,000	1,414,860	13,100,099
		県	77,057			
		計	78,643			
466,031	3.9%	国	892	-	1,027,587	11,245,269
		県	16,055			
		計	16,947			
1,501	0.2%	国	694	-	69,346	561,767
		県	1,002			
		計	1,696			
△ 1,265,957	△ 26.5%	国	-	1,844,000	317,927	1,293,063
		県	60,000			
		計	60,000			
△ 798,425	△ 4.6%	国	1,586	1,844,000	1,414,860	13,100,099
		県	77,057			
		計	78,643			

II 重要施策の概要

単位：千円

令和6年度 令和5年度 増減

1 災害防ぎょ活動体制の充実	2,559,541	4,002,829	△ 1,443,288
ア 消防基盤、消防車両等の整備	2,277,430	3,741,189	△ 1,463,759

社会状況の変化や都市の特性等を踏まえた消防需要に的確に対応するため、消防庁舎や通信設備等の消防基盤の整備を推進するとともに、消防車両や活動資機材等の整備を行う。

<主な事業> ★:新規事業

事業概要	令和6年度	令和5年度	増減
★ アイランドシティ新設出張所整備 (用地購入、実施設計)	293,530	-	皆増
消防学校機能強化 (訓練施設：基本設計、教育棟・寮棟：実施設計)	121,866	9,210	112,656
消防指令管制情報システム共同運用整備 (システム保守)	390,587	377,595	12,992
消防救急デジタル無線更新整備 (実施設計)	12,499	11,690	809
★ ヘリコプターテレビ電送システム地上設備更新整備 (実施設計)	13,946	-	皆増
消防ヘリコプター、消防艇の点検等	194,644	145,333	49,311
消防車両（6台）の更新	385,893	59,558	326,335
活動資機材等の更新	51,996	29,506	22,490
消防庁舎の改修等	812,469	398,673	413,796
令和5年度終了事業 (消防指令管制情報システム中間更新 他2事業)	-	2,709,624	皆減

	令和6年度	令和5年度	増減
イ 消防団施設等の整備	234,954	223,849	11,105

地域防災を担う消防団の活動を支えるため、消防団施設の改修等を行うとともに、消防車両や活動資機材等の整備を行う。

<主な事業>

事業概要	令和6年度	令和5年度	増減
分団車庫外壁改修等（多々良分団（蒲田））	19,233	53,063	△ 33,830
消火活動用小型動力ポンプ付積載車（8台）の更新（香椎、西戸崎、志賀、東住吉、席田、草ヶ江、姪浜、周船寺分団）	169,483	129,522	39,961
消火活動用小型動力ポンプ（4基）の更新等（筥松、大浜、西新、今宿分団）	23,854	16,921	6,933
装備品の整備	22,384	24,343	△ 1,959

	令和6年度	令和5年度	増減
ウ 教育訓練等の充実	47,157	37,791	9,366

消防学校における教育訓練等により消防職員や消防団員等の能力向上を図るとともに、消防業務に必要な資格取得を推進する。

<主な事業>

事業概要	令和6年度	令和5年度	増減
消防職員や消防団員に対する教育訓練及び人材育成の充実	45,466	35,202	10,264
教育訓練用資機材等の更新	1,691	2,589	△ 898

令和6年度 令和5年度 増減

2 救急体制の充実

410,326 450,844 △ 40,518

ア 救急需要への対応、救急業務の高度化

406,278 445,898 △ 39,620

救急需要の増加に的確に対応するため、城南消防署に救急隊を増隊する。

また、高規格救急車等の更新整備を行うとともに、F C救急車の実証を行う。

さらに、救急救命士の養成や医療機関における研修を行い、救急活動能力の向上を図る。

<主な事業> ★:新規事業

事業概要	令和6年度	令和5年度	増減
★ 城南消防署に救急隊を増隊 (高規格救急車・資機材の整備、庁舎改修等)	68,030	-	皆増
高規格救急車(6台)や生体情報モニタ等の車載資機材の更新	219,210	253,233	△ 34,023
F C救急車の実証	2,282	33,280	△ 30,998
救急高度化の推進のために必要な救急救命士の継続的な養成(11名)	28,005	27,117	888
高度な救急救命処置に不可欠な資機材等の整備	78,356	59,868	18,488
医師による救急活動の事後検証及び指示・指導体制の構築、救急救命士の処置範囲拡大のための研修	10,395	8,817	1,578
令和5年度終了事業 (東消防署に救急隊を増隊)	-	63,583	皆減

令和6年度 令和5年度 増減

4,048 4,946 △ 898

イ 応急手当の普及啓発及び救急車適正利用等の取組み推進

救命講習の開催等により応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急車の適正利用に関する取組み等を推進する。

<主な事業>

事業概要	令和6年度	令和5年度	増減
一般市民や小中学生を対象とした救命講習の開催等による応急手当普及啓発の推進	3,698	3,796	△ 98
救急車適正利用や#7119の市民への広報、病気やけが等の救急事故予防策の啓発	350	1,150	△ 800

令和6年度 令和5年度 増減

3 防火・防災体制の充実

169,603 144,549 25,054

ア 火災予防の推進

16,125 17,608 △ 1,483

火災予防を推進するため、防火対象物に対して、効果的・効率的に査察等を実施する。

また、住宅用火災警報器の設置・維持管理に関する広報や高齢者等に対する防火啓発に取り組む。

<主な事業>

事業概要	令和6年度	令和5年度	増減
効果的・効率的な査察等の推進	8,534	7,693	841
火災予防啓発事業の推進	7,591	9,915	△ 2,324

令和6年度 令和5年度 増減

イ 災害に強い地域づくり

66,523 54,953 11,570

災害に強い地域づくりを推進するため、消防団等と連携し、地域の自主防災組織等が行う防火・防災訓練の支援や啓発を行う。

また、防火・防災管理講習にオンライン講習を導入し、受講者が受講しやすい環境づくりに取り組む。

<主な事業>

事業概要	令和6年度	令和5年度	増減
自主防災組織が行う活動への支援、防災・減災に関する普及啓発の推進	1,614	1,443	171
避難訓練・出前講習等の防災・減災教育の実施	37,501	36,537	964
防火・防災管理に関する講習の実施、オンライン講習システムの導入	27,408	16,973	10,435

令和6年度 令和5年度 増減

ウ 市民に身近な消防づくり

86,955 71,988 14,967

市民に親しまれる消防を目指して、各消防署における体験型の庁舎開放イベントや消防音楽隊の演奏活動など、広報事業の充実に取り組む。

<主な事業>

事業概要	令和6年度	令和5年度	増減
体験型のイベント、市政だより等による広報の実施	4,241	948	3,293
消防音楽隊による広報活動の充実	82,714	71,040	11,674

Ⅲ 歳入・歳出の款項目別明細

(歳 入)

予算案 説明書 (その一) ページ	款	項	目	令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)
48	(17) 分担金 及び負担金	1 負担金	9 消防費 負担金	503,912	1,767,231
	(18) 使用料及び手数料			91,435	89,160
49		1 使用料	1 総務使用料	4,091	3,745
64		2 手数料	9 消防手数料	87,344	85,415
83	(19) 国庫支出金	2 国庫補助金	10 消防費 国庫補助金	1,586	1,769
99	(20) 県支出金	2 県補助金	10 消防費 県補助金	77,057	83,088
	(21) 財産収入			13,341	433,183
		1 財産運用収入		5,959	1,650

(△ : 減 ・ 単位 : 千円)

比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)	節				
		6年度	5年度	増減		
△ 1,263,319	△ 71.5%	1	高速道路救急業務費負担金	1,424	722	702
		2	共同運用事業費負担金	502,488	1,766,509	△ 1,264,021
2,275	2.6%					
346	9.2%	3	庁舎等使用料	4,091	3,745	346
1,929	2.3%	1	防火管理講習等手数料	74,607	68,182	6,425
		2	危険物規制等手数料	12,737	17,233	△ 4,496
△ 183	△ 10.3%	1	消防団設備整備費補助金	694	877	△ 183
		2	デジタル田園都市国家構想 交付金	892	892	-
△ 6,031	△ 7.3%	1	水難救助費補助金	252	240	12
		2	消防施設整備費補助金	76,055	76,055	-
		3	消防団加入促進強化補助金	750	-	皆増
		▲	G7広島サミット消防・ 救急体制整備費補助金	-	6,793	皆減
△ 419,842	△ 96.9%					
4,309	261.2%					

予算案 説明書 (その一) ページ	款	項	目	令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)
105	(21) 財産収入	(1) 財産運用収入	2 利子及び 配当金	4,609	840
106			3 特許権等 運用収入	1,350	810
		2 財産売払収入		7,382	431,533
106			1 不動産売払 収入	-	338,000
106 ・ 107			2 物品売払 収入	7,382	93,533
111	(22) 寄附金	1 寄附金	10 消防費 寄附金	29,123	12,574
	(23) 繰入金			653,266	9,210
112		3 庁舎建設等 資金積立金 繰入金	1 庁舎建設等 資金積立金 繰入金	88,866	9,210
116		24 退職手当基金 繰入金	1 退職手当基金 繰入金	564,400	-

(△ : 減 ・ 単位 : 千円)

比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)	節				
		6年度	5年度	増減		
3,769	448.7%	26	消防救急基金利子収入	908	840	68
		28	退職手当基金利子収入	3,701	-	皆増
540	66.7%	1	著作権使用料	1,350	810	540
△ 424,151	△ 98.3%					
△ 338,000	皆減	1	土地建物売却収入	-	338,000	皆減
△ 86,151	△ 92.1%	1	物品売却収入	7,382	93,533	△ 86,151
16,549	131.6%	1	空港対策費寄附金	14,123	8,574	5,549
		2	消防事業費寄附金	15,000	4,000	11,000
644,056	6,993.0%					
79,656	864.9%	1	庁舎建設等資金積立金受入金	88,866	9,210	79,656
564,400	皆増	1	退職手当基金受入金	564,400	-	皆増

予算案 説明書 (その一) ページ	款	項	目	令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)
	(25) 諸収入			123,783	119,316
118		2 保険料収入	1 保険料収入	29,596	27,682
		13 雑入		94,187	91,634
127			11 消防費雑入	74,140	71,666
127 ・ 128			13 その他の雑入	20,047	19,968
131	(26) 市債	1 市債	10 消防債	1,844,000	2,122,000
歳 入 合 計				3,337,503	4,637,531

(△ : 減 ・ 単位 : 千円)

比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)	節			
		6年度	5年度	増減	
4,467	3.7%				
1,914	6.9%	1 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入	3,391 26,205	2,818 24,864	573 1,341
2,553	2.8%				
2,474	3.5%	1 公務災害補償金 2 消防団員退職報償金 3 消防救急無線デジタル化 事業費助成金	10,516 57,796 5,828	8,042 57,796 5,828	2,474 - -
79	0.4%	1 その他の雑入	20,047	19,968	79
△ 278,000	△ 13.1%	1 消防施設整備債	1,844,000	2,122,000	△ 278,000
△ 1,300,028	△ 28.0%				

(歳出)

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	比較増減額	
				(A) - (B) (C)	対前年度伸率 (C) / (B) (%)
434	11款 消防費				
5	1項 消防費	12,289,803	11,823,772	466,031	3.9%
437	1 常備消防費				

説 明		6年度	5年度	増 減
1. 一般職職員給与費等		11,513,067	10,521,637	991,430
	一般職職員・1,221人（うち会計年度任用職員・29人）			
	（関連歳入）			
	(17) 分担金及び負担金	286,089		
	共同運用事業費負担金			
	(23) 繰入金	564,400		
	退職手当基金受入金			
	(25) 諸収入	40,437		
	雇用保険料収入	3,391		
	厚生年金保険料収入	26,205		
	その他の雑入	10,841		
2. 警防・救助・救急経費		191,654	194,104	△ 2,450
ア	警防経費	126,565	131,912	△ 5,347
イ	救助経費	13,004	13,337	△ 333
ウ	救急経費	47,937	43,747	4,190
エ	救急需要対策の推進経費	4,048	4,946	△ 898
オ	災害対策経費	100	162	△ 62
	（関連歳入）			
	(17) 分担金及び負担金	1,424		
	高速道路救急業務費負担金			
	(19) 国庫支出金	892		
	デジタル田園都市国家			
	構想交付金			
	(20) 県支出金	16,055		
	消防施設整備費補助金			
	(25) 諸収入	5,628		
	その他の雑入			

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率
					(C) / (B) (%)
434 ↳ 437	(1 常備消防費)				

説 明			
	6年度	5年度	増 減
3. 予防指導経費	79,582	69,337	10,245
ア 市民防災センター運営経費	64,909	53,510	11,399
イ 火災予防経費	6,139	8,134	△ 1,995
ウ 査察指導経費	8,534	7,693	841
（ 関連歳入 ）			
(18) 使用料及び手数料	87,344		
防火管理講習等手数料	74,607		
危険物規制等手数料	12,737		
(21) 財産収入	1,269		
著作権使用料			
(25) 諸収入	390		
その他の雑入			
4. その他の経費	505,500	1,038,694	△ 533,194
・ 広報関連経費	7,651	3,849	3,802
・ 職員関連経費	120,694	118,264	2,430
・ 一般管理経費	300,960	305,446	△ 4,486
・ 消防学校経費	30,599	21,255	9,344
・ 消防救急基金経費	15,000	4,000	11,000
・ 退職手当基金経費	3,701	560,699	△ 556,998
・ その他一般経費	26,895	25,181	1,714
（ 関連歳入 ）			
(17) 分担金及び負担金	5,873		
共同運用事業費負担金			
(21) 財産収入	11,164		
退職手当基金利子収入	3,701		
著作権使用料	81		
物品売払収入	7,382		
(22) 寄附金	20,381		
空港対策費寄附金	5,381		
消防事業費寄附金	15,000		
(25) 諸収入	3,188		
その他の雑入			

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率
					(C) / (B) (%)
436 ↳ 439	2 非常備消防費	632,809	631,308	1,501	0.2%

説 明		6年度	5年度	増 減
1. 消防団員年額報酬		113,624	113,624	-
年額報酬 (単価)				
区 分	金額(円)			
団 長	82,500			
副 団 長	69,000			
本部部長・分団長	50,500			
副 分 団 長	45,500			
部 長・班 長	37,000			
団 員	36,500			
2. 消防団員出動報酬等		279,313	278,627	686
3. 消防団員退職報償金掛金等		110,257	110,257	-
4. その他の経費		129,615	128,800	815
(関連歳入)				
(19) 国庫支出金	694			
消防団設備整備費補助金				
(20) 県支出金	1,002			
水難救助費補助金	252			
消防団加入促進強化補助金	750			
(22) 寄附金	1,034			
空港対策費寄附金				
(25) 諸収入	68,312			
公務災害補償金	10,516			
消防団員退職報償金	57,796			

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率
					(C) / (B) (%)
438 ↳ 441	3 消防施設費	3,514,990	4,780,947	△ 1,265,957	△ 26.5%

説		明		
		6年度	5年度	増減
1. 一般職職員給与費等		1,289	-	皆増
一般職職員・6人(うち会計年度任用職員・6人)				
2. 庁舎等の施設整備費		2,119,529	3,735,397	△ 1,615,868
ア	庁舎整備費	418,385	10,728	407,657
イ	分団車庫等整備費	206,313	53,063	153,250
ウ	通信施設整備費	502,693	3,083,715	△ 2,581,022
エ	庁舎維持管理費等	992,138	587,891	404,247
〔 関連歳入 〕				
(17)	分担金及び負担金 共同運用事業費負担金	210,526		
(18)	使用料及び手数料 庁舎等使用料	4,091		
(23)	繰入金 庁舎建設等資金積立金受入金	88,866		
(25)	諸収入 消防救急無線デジタル化 事業費助成金	5,828		
(26)	市債 消防施設整備債	1,115,000		

予算案 説明書 (その一) ページ	目	令和6年度 予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	比較増減額 (A) - (B) (C)	対前年度伸率
					(C) / (B) (%)
438 ↳ 441	(3 消防施設費)				
歳 出 合 計		16,437,602	17,236,027	△ 798,425	△ 4.6%

説 明		6年度	5年度	増 減																						
3. 消防車両等整備費		1,053,011	744,129	308,882																						
ア 消防車両等更新整備費		832,878	554,498	278,380																						
更新車両等																										
No.	種 別	数 量																								
1	水槽付消防ポンプ自動車 (1.5 t)	1 台																								
2	水槽付消防ポンプ自動車 (3.0 t)	1 台																								
3	救助工作車 (IV型)	2 台																								
4	照明車	1 台																								
5	特殊災害対応車	1 台																								
6	高規格救急自動車	6 台																								
7	消火活動用小型動力ポンプ付積載車	8 台																								
8	消火活動用小型動力ポンプ (B2、C1)	7 基																								
	合 計	20台・7基																								
イ 消防車両等管理費		220,133	189,631	30,502																						
<table border="0"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">(</td> <td>関連歳入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 県支出金</td> <td>60,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防施設整備費補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(26) 市債</td> <td>677,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防施設整備債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					(関連歳入				(20) 県支出金	60,000			消防施設整備費補助金				(26) 市債	677,000				消防施設整備債			
(関連歳入																									
	(20) 県支出金	60,000																								
	消防施設整備費補助金																									
	(26) 市債	677,000																								
	消防施設整備債																									
4. 消防水利整備費		140,949	130,541	10,408																						
5. 高度救急活動資機材整備費		148,216	141,374	6,842																						
<table border="0"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">(</td> <td>関連歳入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) 財産収入</td> <td>908</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防救急基金利子収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(26) 市債</td> <td>36,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防施設整備債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					(関連歳入				(21) 財産収入	908			消防救急基金利子収入				(26) 市債	36,000				消防施設整備債			
(関連歳入																									
	(21) 財産収入	908																								
	消防救急基金利子収入																									
	(26) 市債	36,000																								
	消防施設整備債																									
6. その他の経費		51,996	29,506	22,490																						
<table border="0"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">(</td> <td>関連歳入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22) 寄附金</td> <td>7,708</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空港対策費寄附金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(26) 市債</td> <td>16,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防施設整備債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					(関連歳入				(22) 寄附金	7,708			空港対策費寄附金				(26) 市債	16,000				消防施設整備債			
(関連歳入																									
	(22) 寄附金	7,708																								
	空港対策費寄附金																									
	(26) 市債	16,000																								
	消防施設整備債																									

IV 債務負担行為

令和6年度提出に係る分

予算案 説明書 (その二) ページ	事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
364 ・ 365	消 防 救 急 デ ジ タ ル 無 線 更 新 整 備	千円 3,802,203	-	千円 -
366 ・ 367	消 防 本 部 庁 舎 自 家 発 電 設 備 等 更 新 工 事	千円 405,810	-	千円 -
366 ・ 367	消 防 自 動 車 等 更 新	千円 541,412	-	千円 -

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				一般財源又は 当該事業財源
		特 定 財 源			その他	
期 間	金 額	国県支出金	地方債			
	千円	千円	千円	千円	千円	
令和7年度 及び 令和8年度	3,802,203	-	1,607,000	2,118,467	76,736	
令和7年度	405,810	-	405,000	15,328	△ 14,518	
令和7年度	541,412	-	505,000	-	36,412	

議案第 92 号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）が改正されたことに伴い、福岡市消防事務における規制に関する手数料条例を改正する必要があるため。

2 改正内容

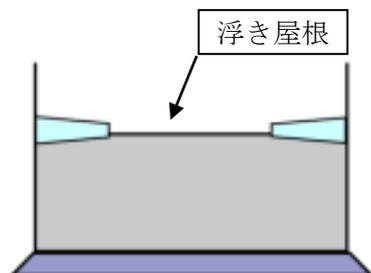
- (1) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る事務手数料を、政令に定める額にあわせるもの。（別表第 1 関係）
- (2) 移動式製造設備（L P ガスの運搬車）の高圧ガス製造許可申請手数料について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の許可を受けた者を減額の対象とするもの。（別表第 4 関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うもの。（別表第 4 関係）

3 施行期日

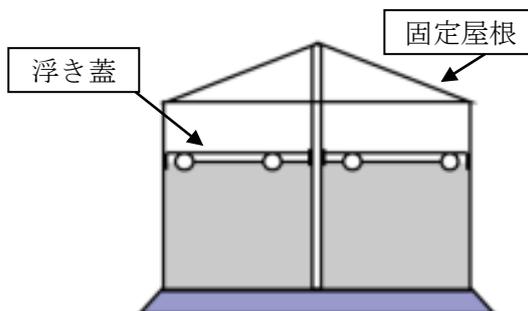
この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○別表第1関係(危険物貯蔵所設置許可申請手数料)

【浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所】



【浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所】

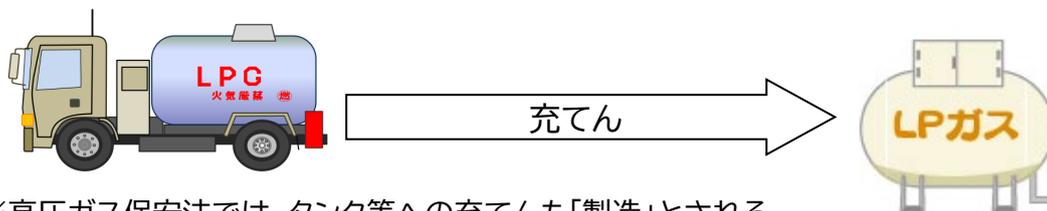


(出典) 総務省消防庁資料

	貯蔵最大量に応じて下記の額	
	旧	新
上記タンクの設置許可申請手数料	1,180,000円～ 7,070,000円	1,450,000円～ 8,790,000円

○別表第4関係(高圧ガス製造許可申請手数料)

【移動式製造[※]設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの】



※高圧ガス保安法では、タンク等への充てんも「製造」とされる。

旧	新
処理容量に応じて 7,400円～91,000円	同左 〔 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の許可を受けた者 〕 6,000円

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例(平成 12 年福岡市条例第 14 号)の一部を改正する
 条例案新旧対照表

旧			新		
第 1 条～第 6 条 (略) 別表第 1			第 1 条～第 6 条 (略) 別表第 1		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～2 (略)	(略)	(略)	1～ 2 (略)	(略)	(略)
3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物貯蔵所設置許可申請手数料	(1)～(4) (略)	3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物貯蔵所設置許可申請手数料	(1)～(4) (略)
		(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの <u>1,180,000円</u>			(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの <u>1,450,000円</u>
		イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの <u>1,410,000円</u>			イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの <u>1,720,000円</u>
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの <u>1,590,000円</u>			ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの <u>1,920,000円</u>
		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの <u>1,950,000円</u>			エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの <u>2,360,000円</u>
		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの <u>2,270,000円</u>			オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの <u>2,740,000円</u>
		カ 危険物の貯蔵最			カ 危険物の貯蔵最

		大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの 4,550,000円
		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの 5,820,000円
		ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの 7,070,000円
		(6)～(12) (略)
4～17 (略)	(略)	(略)

別表第2及び別表第3 (略)

別表第4

事 務	名 称	金 額
1 高圧ガス保安法 (以下この表において「法」という。)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	(1) (略) (2) 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。2の項及び10の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ ア～コ (略)
		(3) (略)
2～4 (略)	(略)	(略)

		大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの 5,640,000円
		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの 7,240,000円
		ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの 8,790,000円
		(6)～(12) (略)
4～17 (略)	(略)	(略)

別表第2及び別表第3 (略)

別表第4

事 務	名 称	金 額
1 高圧ガス保安法 (以下この表において「法」という。)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	(1) (略) (2) 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、2の項及び10の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この表において「液石法」という。)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、 6,000円) ア～コ (略)
		(3) (略)
2～4 (略)	(略)	(略)

<p>5 法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>高圧ガスの製造施設設置完成検査手数料</p>	<p>1の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「液石法」という。）</u>第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>	<p>5 法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>高圧ガスの製造施設設置完成検査手数料</p>	<p>1の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、<u>液石法</u> <u>第37条の3第1項</u>の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>
<p>6～14（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>6～14（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>別表第5（略）</p>			<p>別表第5（略）</p>		

議案第 93 号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）第 4 条の規定による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正により、建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われたことに伴い、福岡市火災予防条例（昭和 37 年福岡市条例第 28 号）の一部を改正する必要があるため。

2 改正内容

特定主要構造部を耐火構造としたものについて、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の設置基準を緩和できるように改正するもの（第 34 条の 4 及び第 34 条の 7 関連）

3 施行期日

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○建築基準法の改正概要

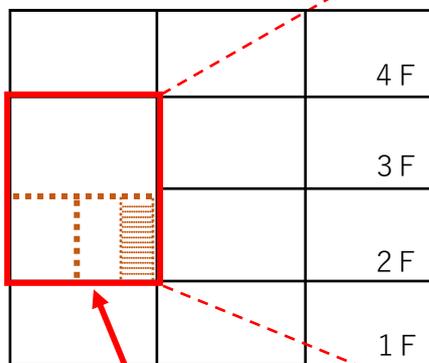
耐火建築物

- 主要構造部
- 特定主要構造部（構造上重要である壁、柱、床など）
 - 上記以外の主要構造部（上記以外の柱やはりなど）

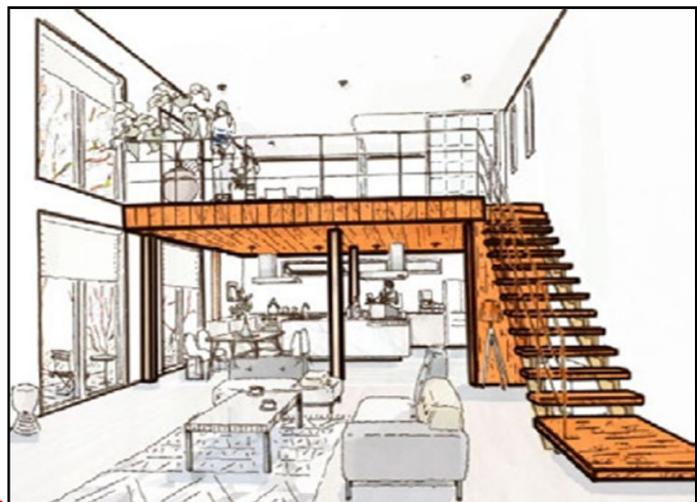
(現行) 壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能を要求

(改正後) 防火上、他と区画された範囲については木造化が可能に

(出典) 国土交通省住宅局資料



特定主要構造部の壁・床で
防火上区画された住戸等



【区画内での木造化の例】

メゾネット住戸内の一部分（中間床や壁・柱等）を木造化

福岡市火災予防条例(昭和37年福岡市条例第 28 号)の一部を改正する条例案新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第34条の3 (略)</p> <p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第34条の4 次<u>各号</u>に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延面積が、<u>主要構造部</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、<u>主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(<u>主要構造部が耐火構造であるか、若しくは</u> <u>不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル(主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては、200平方メートル)以下のもの又は</u> <u>主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては、200平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第34条の5・第34条の6 (略)</p> <p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第34条の7 次<u>各号</u>に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(<u>主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で、延面積が200平方メートル以上のもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第34条の3 (略)</p> <p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第34条の4 次<u> </u>に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延面積が、<u>特定主要構造部</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(<u>特定主要構造部を耐火構造とし、若しくは</u> <u>主要構造部を不燃材料で造つたもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル(特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては、200平方メートル)以下のもの又は</u> <u>特定主要構造部を耐火構造としたもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては、200平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第34条の5・第34条の6 (略)</p> <p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第34条の7 次<u> </u>に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で、延面積が200平方メートル以上のもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第 94 号

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、人材の確保を図るため、休団制度を導入する必要があるもの。

2 改正内容

(1) 休団制度に係る規定の整備

休団の要件、期間、手続き等、休団に関し必要な事項を規定するもの。

(新第 7 条関係)

(2) その他

条例改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

(第 6 条・新第 8 条～新第 12 条関係)

3 施行期日

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

旧	改正（案）
<p>第1条～第5条（略） （欠格条項）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>第8条</u>の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3)（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （欠格条項）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>第9条</u>の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3)（略）</p> <p><u>(休団)</u></p> <p><u>第7条 任命権者</u>（消防組織法第22条の規定により消防団員を任命する者をいう。以下この条において同じ。）は、消防団員が<u>休団（療養、介護、育児その他やむを得ない事由により長期間消防団員の職務に従事しないことをいう。以下同じ。）を申請した場合において、当該消防団の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により承認することができる期間は、3年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とする。</u></p> <p><u>3 休団をしている消防団員は、消防団員としての身分を保有する。</u></p> <p><u>4 休団の承認の申請は、休団をしようとする期間の初日及び末日並びに休団の理由を明らかにしてしなければならない。</u></p> <p><u>5 休団をしている消防団員は、当該休団を開始した日から引き続き休団をしようとする期間の末日までの期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、休団の期間の延長を申請することができる。</u></p> <p><u>6 第1項の規定は、休団の期間の延長の承認について準用する。</u></p> <p><u>7 休団の承認は、当該休団をしている消防団員が停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。</u></p>

(分限)

第7条 (略)

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その身分を失う。

(1) (略)

(2) 前条第1号又は第3号のいずれかに該当するに至った場合

(3) (略)

第8条～第11条 (略)

8 休団をしている消防団員は、当該休団の期間の満了前に職務に復帰しようとする場合には、任命権者の承認を受けなければならない。

9 任命権者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、休団の承認を取り消すことができる。

(1) 休団の期間の満了前に当該休団の要件を満たさなくなつた場合

(2) 前号に掲げるもののほか、休団の承認を取り消すことについてやむを得ない事由がある場合

10 次条第2項(同項第1号及び第3号に該当する場合に限る。)、第10条及び第11条の規定は、休団をしている消防団員には適用しない。

(分限)

第8条 (略)

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その身分を失う。

(1) (略)

(2) 第6条第1号に該当するに至った場合

(3) 第6条第3号に該当するに至った場合

(4) (略)

第9条～第12条 (略)

議案第 95 号

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

休団制度を導入することに伴い、休団をし、又は職務に復帰した消防団員に係る報酬について必要な事項を定める必要があるもの。

2 改正内容

- (1) 年額報酬及び出動報酬について、休団をしている消防団員には支給しない規定を設けるもの。

(第 2 条関係)

- (2) 年度中途に休団をし、又は職務に復帰をする消防団員に係る年額報酬については、月割により算定した額を支給する規定を設けるもの。

(第 3 条関係)

3 施行期日

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

旧	改正（案）
<p>第1条（略） （報酬）</p> <p>第2条 消防団員のうち、基本団員（福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）第2条第1号に規定する基本団員をいう。以下同じ。）には年額報酬及び出動報酬を、機能別団員（同条第2号に規定する機能別団員をいう。以下同じ。）には出動報酬を支給する。</p> <p>2～4（略） （年額報酬の支給）</p> <p>第3条 年額報酬は、新たに機関担当員若しくは基本団員となり、<u>又は昇任した</u>ときはその月から、基本団員が引き続き機能別団員となり、退職し、死亡し、解任され、免職され、又は降任されたときはその前月まで、月割により算定した額を支給する。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条（略） （報酬）</p> <p>第2条 消防団員のうち、基本団員（福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）第2条第1号に規定する基本団員をいう。以下同じ。）には年額報酬及び出動報酬を、機能別団員（同条第2号に規定する機能別団員をいう。以下同じ。）には出動報酬を支給する。<u>ただし、休団（同条例第7条第1項に規定する休団をいう。以下同じ。）をしている基本団員及び機能別団員については、報酬を支給しない。</u></p> <p>2～4（略） （年額報酬の支給）</p> <p>第3条 年額報酬は、新たに機関担当員若しくは基本団員となり、<u>昇任し、又は職務に復帰した</u>ときはその月から、基本団員が引き続き機能別団員となり、退職し、死亡し、解任され、<u>休団をし</u>、免職され、又は降任されたときはその前月まで、月割により算定した額を支給する。</p> <p>以下（略）</p>

休団制度について

1 趣旨

本市消防団において、消防団員が療養、仕事、介護、育児等のやむを得ない事情により、長期間消防団活動に従事できない場合に、消防団員の身分を保持したまま、消防団活動を一定期間行わないことができる休団制度を導入し、消防団員が消防団活動を継続しやすい環境を整備する。

2 本市における休団制度

<休団制度内容>

項目		内容
1	休団要件	療養、介護、育児その他やむを得ない事由 ※その他やむを得ない事由は、仕事（本業）での転勤等を想定
2	休団期間	3年を超えない範囲（当該範囲内であれば延長が可能）
3	休団手続き	休団の取得、期間の延長、又は期間満了前の復帰をしようとするときは、任命権者（市長・団長）に申請し、承認を得る。
4	身分・服務	休団中は、消防団員の身分を保持するが、消防団員としての職務従事義務や居住地等の制限の適用が除外される。
5	承認の失効	休団中に停職処分を受けた場合は、休団の承認は効力を失う。
6	承認の取消	休団中に休団要件を満たさなくなった場合等には、任命権者は休団の承認を取り消すことができる。
7	報酬	休団中は、年額報酬・出勤報酬のどちらも支給しない。
8	退職報償金	休団期間は、退職報償金の算定根拠となる勤務年数から除算する。

※上記項目は、次の条例に規定する。

- 1～6：福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例
- 7：福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 8：福岡市消防団員退職報償金条例の規定が適用（改正なし）

令和6年度 組織編成 (案)

令和5年度 (現行)	令和6年度 組織編成 (案)
<p>消防局 1,119</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務部 74 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 13 — 職員課 50 — 管理課 10 — 消防学校 9 <ul style="list-style-type: none"> — 教育課 8 — 警防部 75 <ul style="list-style-type: none"> — 警防課 31 — 消防団課 6 — 救急課 22 — 消防航空隊 15 — 情報指令部 59 <ul style="list-style-type: none"> — 情報管理課 7 — 災害救急指令センター 51 — 予防部 44 <ul style="list-style-type: none"> — 予防課 7 — 指導課 15 — 査察課 12 — 防災センター 9 — 各消防署 857 	<p>消防局 1,134</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務部 77 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 13 — 職員課 50 — 管理課 13 <p style="margin-left: 40px; margin-top: 5px;">課長※事業推進の新設 主査※事業推進の新設 係員の増員</p> — 消防学校 9 <ul style="list-style-type: none"> — 教育課 8 — 警防部 76 <ul style="list-style-type: none"> — 警防課 31 — 消防団課 6 — 救急課 22 — 消防航空隊 16 <p style="margin-left: 40px; margin-top: 5px;">運航第5係の新設 (R5.10.1~)</p> — 情報指令部 62 <ul style="list-style-type: none"> — 情報管理課 7 — 災害救急指令センター 54 <p style="margin-left: 40px; margin-top: 5px;">通信員の増員 (R5.11.1~)</p> — 予防部 44 <ul style="list-style-type: none"> — 予防課 7 — 指導課 15 — 査察課 12 — 防災センター 9 — 各消防署 865 <p style="margin-left: 40px; margin-top: 5px;">城南本署第2救急小隊の配置</p>